

公立大学法人福島県立医科大学

年 度 計 画

<平成29年度>



平成29年3月31日

福島県立医科大学

【 目 次 】

第 1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 教育に関する目標を達成するための措置	1
2 研究に関する目標を達成するための措置	6
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置	8
4 国際交流に関する目標を達成するための措置	10
5 大学附属病院に関する目標を達成するための措置	10
第 2 東日本大震災等の復興支援に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 県民の健康の保持・増進に関する目標を達成するための措置	16
2 復興支援に関する目標を達成するための措置	16
3 放射線医学の教育研究等に関する目標を達成するための措置	16
4 復興支援の連携・協力に関する目標を達成するための措置	17
第 3 管理運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	18
2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	18
3 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	19
4 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	20
第 4 その他の記載事項	22
別 紙：予算、収支計画及び資金計画	23
別 表：収容定員	26
※ 参考資料：年度計画における用語の説明	27

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 入学者受入方針及び入試制度に関する目標を達成するための具体的方策

ア 全学共通

(ア)-1 平成29年4月より新たな入学者受入方針（アドミッションポリシー）がホームページ等で公表されることから、大学説明会や大学見学、オープンキャンパス等で受験者に周知する。

併せて、平成29年4月より公表される「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」とも関連づけて周知を図る。

(ア)-2 一般選抜のほかに推薦入試など多様な選抜方法を継続し、その成果や定員増等による影響を分析・検証し選抜方法の改善策を検討する。

併せて、大学入試改革について国の動向を注視しながら、新たな入試制度に関する必要な検討を行う。

イ 学士課程

(イ)-1

a 県内外の受験生が参加する様々な入試ガイダンスや大学説明会へ出席するとともに、高校訪問や進路指導教員との懇談会等を実施し、大学や入試の情報を周知する。

b 出前講義やオープンキャンパスにおける模擬授業等を通して、本学受験の関心を高める。

(イ)-2 医学部については、平成28年度に検討した新たな入学者選抜方法の実施に向け、入学試験の制度設計や実施時期等について検討を進め、円滑な実施に繋がるよう努める。

看護学部については、入試区分ごとに入試結果と卒業後の進路を調査・分析し、県内医療を担う優れた人材を確保するための入学者選抜方法について検討を続ける。

ウ 大学院課程

(ウ)-1

a 入学説明会のほか、ホームページや県の企業等との包括連携協定に基づく広報を活用し、広く周知する。

b 社会人の受入れに関して、看護協会等の関係団体や実習先の医療機関等に対する広報活動を積極的かつより系統的に行う。（看護学研究科）

(ウ)-2 MD-PhDコース履修者に対しアンケート調査を行い、履修者の意見を踏まえ内容の充実を図る。（医学研究科）

(イ)

- a 博士課程設置に向けた、調査・準備を進める。(看護学研究科)
- b 修士課程の定員充足率70%以上を担保するため、各専門領域が目標入学者数を設定し、戦略を明確にする。(看護学研究科)

(2) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための具体的方策

ア 学士課程

- (ア)-1 カリキュラムの移行期間における臨床実習を踏まえ、平成30年度の第4学年から開始される新カリキュラムの臨床実習について検討する。さらに、既に新カリキュラムにより履修している低学年の状況を踏まえ、低学年におけるカリキュラムの見直しを検討する。(医学部)
- (ア)-2 平成24年度導入の新カリキュラムにより実習単位数を増やしており、実習指導を通じて看護実践能力を高める指導を行う。(看護学部)
- (ア)-3 スキル・ラボラトリーを「BSL」や「臨床実習入門」でさらに活用できるよう促進する。(医学部)
- (ア)-4
 - a 問題解決型学習として実施するチュートリアルについて、授業実施後に担当教員等による情報交換会を開催し、授業方法などにおいて工夫、改善を図る。(医学部)
 - b 臨地実習を通じて、対個人の関わりに留まらず、県民が抱える健康問題や医療問題へと関心が広がるよう指導する。(看護学部)
- (ア)-5 導入的教育のカリキュラムとして、「臨床研究・EBM」や「治験」などの内容の授業を実施する。(医学部)
- (ア)-6
 - a CBT：模擬試験の受験等を促進する。(医学部)
 - b OSCE：スキル・ラボラトリーを開放し、学生の自学自習を促進する。(医学部)
- (ア)-7
 - a GPA (Grade Point Average) 方式を用いた評価方法により、学生の成績の位置を示し、透明性、公平性を確保する。(医学部)
 - b 成績評価方法を明確にするため、シラバスに評価方法を明示するとともに、学生に対しては、成績について説明を求める機会を与える。(看護学部)
- (イ)-1 生命の尊厳や人間について深く理解する能力を育成するため、「歴史と文化」、「歴史学」、「倫理学」、「薬害から学ぶ」、「生命倫理」、「医学概論」及び「医療と法」などの教育を実施するとともに、解剖慰霊祭などの行事への参加を促す。

- (イ)-2 偏りのない知識の獲得を図るため、福島学、基礎自然科学、保健情報演習など人文社会科学分野、自然科学分野により多くの科目を開講する。さらに、全学に共通した、または本学独自の科目を抽出・考案し、より効果的、一体的な基盤教育の可能性を検討する。
- (イ)-3 医療現場における能力として、コミュニケーション法や「人」に接する態度の修得を図るため、「コミュニケーション論」、「テュートリアル」などの授業を実施する。(医学部)
- (イ)-4 「テュートリアル」や「コミュニケーション論」、「災害看護学」などの授業の中で放射線及び放射線災害関連に特化した内容を実施する。
- (ウ)-1
 - a 会津医療センター、自治体診療所などにおいて臨床実習を行う。
 - b 会津医療センターにおいて、臨床実習機関として、本学医学部生を受け入れる。6学年BSLアドバンストコース及び他大学6年生実習については、6年生の19%相当数以上の受け入れを目指す。
 - c 会津医療センターにおいて、臨地実習機関として本学看護学部生を受け入れる。
- (ウ)-2
 - a 「衛生学・公衆衛生学実習」や「ホームステイ型実習」などの臨地実習を通じて、対個人の関わりに留まらず、県民が抱える健康問題や医療問題へと関心が広がるように指導する。
 - b 福島の歴史・文化・産業・震災復興等について理解を深め、魅力ある地域づくりに関わる意識を醸成することを目的として「福島学」を開講する。
- (エ)-1 基礎上級のテーマ等について前年度の学生の評価等を反映させ充実を図る。(医学部)
- (エ)-2 授業やオリエンテーションにおいて、TOEFL iBTの受験を促進し、医学部生の英語運用能力判定資料とするための対策を講じる。
- (エ)-3
 - a MD-PhDコース履修者に対しアンケート調査を行い、履修者の意見を踏まえ内容の充実を図る。(医学部) (再掲)
 - b 将来の大学や地域医療を担う研究医育成のための手法や体制の在り方について検討を行う。
- (オ)-1 前年度実施した入学前準備教育の内容及び効果を評価し、入学前準備教育を行う。
- (オ)-2 大学院や医療人育成・支援センターで行われている各種セミナー等への学部生の参加など、連携のあり方を検討する。(医学部)

- (カ)
 - a 例題を用いて科目の必須項目の内容や出題傾向等についての分析、解説等を行う「総括講義」を実施する。(医学部)
 - b 6 学年の学生がグループ学習を行いやすいように学内に勉強部屋を確保する。(医学部)
 - c 学生の自主学習を支援する環境の整備を検討する。(看護学部)

イ 大学院課程

- (ア)-1 授業アンケートを行い、医学研究科運営検討委員会においてカリキュラムの有効性を検討する。(医学研究科)
- (ア)-2 成績評価、学生による授業評価を総合的に分析して、教育方法の検証を行い、工夫・改善を図る。(医学研究科)
- (ア)-3 「大学院セミナー」、「次世代医学セミナー」等の特別講義を充実させ、up-to-date な知識・技術の習得が可能となる教育を行うとともに、実験手法に関する講習会も行う。(医学研究科)
- (ア)-4 修了生の論文投稿を、目標値を設けて推進する。(看護学研究科)
- (ア)-5 3つの領域に設けているCNS（専門看護師）コースにおいて、38単位の新たな教育課程の整備が28年度までに完了したので、CNSコースへの入学促進のための周知を図る。(看護学研究科)
- (ア)-6 「修士学位論文審査内規」及び「研究科委員会における研究計画承認プロセス」「修士課程における学生の学習・研究活動」等について必要に応じ随時見直しを行い、「修士課程における学生の学習・研究活動」に沿った指導を行う。(看護学研究科)
- (イ)-1 地域の看護職の大学院進学を促進し、専門知識を持つ看護職を育成する。(看護学研究科)
 - 地域の看護職の資質向上のための研修会を年1回開催する。(医療人育成・支援センター 看護学教育研修部門)
- (イ)-2
 - a 会津や相双地域など遠隔地で研究活動を行っている大学院生が受講できるよう、「医学研究概論」などについてWEBEXを使用した遠隔講義を実施する。(医学研究科)
 - b 就業しながら修学できる環境を整えるため、WEBEXを使用した遠隔講義の実施ができる体制を整備する。(看護学研究科)
 - c 将来の大学や地域医療を担う研究医育成のため、大学院学生を受け入れる。(会津医療センター)

ウ 会津医療センターにおける学生教育

地域保健・医療の重要性の理解・認識を促進させるため、医学部生に対しては教育プログラムを見直し、看護学部生に対しては、教育プログラム

を構築し、実践的な臨床実習及び臨地実習を実施する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための具体的方策

ア-1

- (ア) 臨床教授制度を活用し、地域実習を行う。(医学部)
「看護部と看護学部との連絡会議」等の開催を通じて、臨床教授制度の目的を共有し、臨地実習において臨床教授制度を有効に活用する。(看護学部)
- (イ) ティーチングアシスタント制度を積極的に活用する。

ア-2

- (ア) 定員増に対応するため、携帯端末などのIT機器などを利用した教育方法を検討し、教育環境を充実させる。(医学部)
- (イ) カリキュラムの移行期間における臨床実習を踏まえ、平成30年度の第4学年から開始される新カリキュラムの臨床実習について検討する。さらに、既に新カリキュラムにより履修している低学年の状況を踏まえ、低学年におけるカリキュラムの見直しを検討する。(医学部) (再掲)
- (ウ) 教務システムを活用した成績評価、学生による授業評価を総合的に分析して、教育方法の検証を行い、工夫・改善を図る。(医学部)

イ-1

- (ア) 教育活動の活性化を図るため、教員自らが教育活動状況を点検・評価するよう働きかけるとともに、必要に応じて学部長等によるフォローアップを行う。
- (イ) 学生による評価をすべての科目に関して実施するとともに、評価に対する大学側の取り組みを明らかにする。(医学部)
- (ウ) 学生による授業評価の結果を授業の改善に活用する。(看護学部)

イ-2 教員の教育力の向上を図るため、医学及び看護学に関するFD講習会を、それぞれ年1回以上実施する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための具体的方策

ア-1 各種奨学金制度を積極的に活用するため、教務システム等を利用して、制度に関する情報を学生に周知する。

ア-2 ファカルティーアドバイザー制、ホームルームを活用し、学生・教員に対し「学生相談室」、「健康管理センター」の施策について周知する。

ア-3

- (ア) 個々の学生が持つ問題を適切に抽出するため、担任制、ファカルティーアドバイザー制を実施する。

- (イ) 学生が気軽に相談や質問ができる体制を整備する。(看護学部)
- (ウ) アドバイザー教員制度を継続して実施する。(看護学部)

イ

- (ア) 修士課程大学院生の就職活動を支援するため、就職情報へのアクセス方法や関係機関からの求人情報を提供する。(医学研究科)
- (イ) 本学部主催の就職ガイダンスの他、附属病院や同窓会主催の就職ガイダンスの開催を誘導する。(看護学部)
- (ウ) 多彩な背景を持つ学生のため、それぞれに応じた個別的な対応を行う。(看護学部)
- (エ) 就職情報コーナーにおいて求人情報、病院見学会等の情報を提供するとともに、附属病院、県立病院、県内保健師等の県内就職情報はF MUパスポートにより重点的に周知する。(看護学部)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための具体的方策

ア

- (ア) 「福島医薬品開発支援拠点化事業」を活用した研究プロジェクトを創出するとともに、既存プロジェクトの支援を継続して行う。
- (イ) 大学の強みを生かした研究分野に対する重点的な研究推進を図るため、戦略的学内連携研究推進事業を拡充し、本学独自の研究プロジェクトの創出を促進する。
- (ウ) 会津医療センター附属研究所における専門領域ごとの研究の推進を図り、科学研究費補助金(文科・厚労科研費のみ、AMEDは含まず。)の採択件数について年間12件以上を獲得する。

イ

- (ア) 「福島医薬品開発支援拠点化事業」の基本構想に基づき、他大学や研究機関、国、県、製薬企業、検査試薬企業等との連携体制を整え、各種疾患に関する医薬品開発を推進する。
- (イ) 臨床研究・治験体制の強化を図るため、大学・研究機関等の研究ネットワークの戦略的展開を進める。

ウ

- (ア) 英文校正支援サービス体制の充実を図り、質の高い英語論文を作成しやすい環境を整える。
- (イ) 出版された英語論文の分類と数、対外インパクトに関する現状を把握する。

エ

- (ア) 研究成果の客観的な評価法として、論文数、被引用論文数の他、A I S、I F等の雑誌評価指標等を活用し、研究成果水準等の適切な

評価を行いその活用を図る。

- (イ) 本学で行われている産学官連携プロジェクトとその進捗・成果を把握する過程で、適切な評価法を検討する。

オ

- (ア) 新たな研究活動につながる国、国内外の大学・研究機関、産業界に対する研究成果の戦略的な情報発信を行う。また、県民に対する戦略的かつ効果的な広報活動の展開を図るため、ホームページの拡充やマスコミを活用した戦略的広報展開を行う。

- (イ) 寄附講座や大型研究プロジェクト等について、研究活動・成果報告会を開催し、学内外へ情報発信する。

カ 科研費等の獲得数を増加させるための方策を検討・計画し、実施する。

(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための具体的方策

ア-1

- (ア) 研究ポータルサイトを用いて研究リソースの共有化と効率的活用を図る。

- (イ) 英文校正支援サービス体制の充実を図り、質の高い英語論文を作成しやすい環境を整える。(再掲)

- (ウ) 基礎から臨床、実用化までの一貫した研究開発を推進するため、実用化に向けた研究開発推進体制を整備するとともに、臨床研究・治験の一体的支援と活性化を図る。

- (エ) 共通利用機器・施設の戦略的な整備及び有効活用の検討を行い、基礎から臨床、実用化までの一貫した研究基盤の構築を進める。

ア-2

- (ア) 男女共同参画推進行動計画に基づき、研究支援員を適正に配置し、随時モニターし効率よい運営を行う。

- (イ) 質の高い臨床研究及び治験の管理・運営を図るため、臨床研究に関する優秀な外部人材が活躍でき、また、同時に高度な内部人材を育成できる体制整備を行う。

イ

- (ア) 学内研究者に対し、知的財産の取扱いに関する基本的な考え方(知的財産ポリシー)の周知を図る。

- (イ) 創出された知的財産を適正に管理するとともに、地域企業等が利用しやすいようホームページ上やセミナー、展示会等の機会を利用して情報発信する。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会等との連携・協力に関する目標を達成するための具体的方策

ア-1 教育・研究・診療に係る知的資源を活用し、県民を対象とした公開講座や講演会を開催する。

なお、会津医療センターにおいては、出前講座を年間25回以上（参加者1,000人以上）、健康教室を年間11回以上（参加者200人以上）の開催を目指す。

ア-2

(ア) 県内教育機関を中心に、専門的知識を活かした保健・医療教育を行う。

(イ) 看護専門学校等からの学内での実習実施の要望に対し、関係受入機関と調整し、受託事業により実施する。

(ウ) 総合科学教育研究センターの公開講座等を開催する。さらに、復興に関する公開講座を開催する。

ア-3 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）への継続的参加を促進するために子育て等に係るふれあい会等のフォローアップ活動を行うとともに、詳細調査（環境測定、精神神経発達検査及び医学的検査）を実施する。

ア-4 情報・健康啓発ニーズの多様化に対応するとともに、市町村の実情や説明会等の場面に合わせた、より効果的な情報発信を推進する。ふくしま国際医療科学センターの本格稼働の機会をとらえ、積極的に情報発信を行う。

ア-5 須賀川市が市内のモデル地区において開始する健康長寿推進事業において、住民の健康増進・介護予防のための指導法・診療システムの構築などを支援する。

ア-6 県主催協議会等への参画により、地域包括ケアシステムの構築に貢献する。

イ-1 アカデミア・コンソーシアムふくしまの加盟教育機関と連携し、地域貢献活動を積極的に行う。

イ-2 地域の医療機関及び行政機関との連携の下、研修会や情報交換等を行い、有事の際にも実用性のある地域連携に努める。

(2) 地域医療等の支援に関する目標を達成するための具体的方策

ア-1 地域医療支援本部において、医療機関からの医師派遣依頼の内容を分析し、地域の実情など地域バランスを考慮して、一元的かつ公正に地域医療等支援教員をはじめとした地域医療機関への非常勤による医師派遣を行う。

ア-2 医療機関や市町村からの医師派遣等要請に対して、学内に県内外か

らの医師の受け皿を整備し、県と連携しつつ、適切に派遣等を行う。

なお、会津医療センターにおいては、へき地医療拠点センター病院として、地域医療機関との連携・協力を図りながら、会津地域全体の医療を支えるという理念に基づき、適切に派遣を行い、対応率90%以上（対応件数100件以上）を目指す。

ア-3

- (ア) 会津医療センター、自治体診療所などにおいて臨床実習を行う。
(再掲)
- (イ) 会津医療センターにおいて、臨床実習機関として、本学医学部生を受け入れる。6学年BSLアドバンストコース及び他大学6年生実習については、6年生の19%相当数以上の受け入れを目指す。(再掲)
- (ウ) 会津医療センターにおいて、臨地実習機関として本学看護学部生を受け入れる。(再掲)

ア-4 地域の看護職の大学院進学を促進し、専門知識を持つ看護職を育成する。(看護学研究科) (再掲)

地域の看護職の資質向上のための研修会を年1回開催する。(医療人育成・支援センター 看護学教育研修部門) (再掲)

イ-1

- (ア) 地域の関係医療機関等と連携し、能力向上等の指導医セミナーを1回開催する。
- (イ) 会津医療センターにおいて開催する研修会等に、地域の医療機関に従事する職員を積極的に受け入れる。

イ-2

- (ア) 校舎建設に係る実施設計について検討し、県と協議を進める。(新医療系学部)
- (イ) 3つの方針(ポリシー)、授業科目、教育方法等設置計画の検討結果を平成30年3月を目途にとりまとめ「中間まとめ」として公表するとともに、教員確保など準備可能なものから順次取り組む。(新医療系学部)

イ-3 県地域医療介護総合確保基金事業など、医療従事者確保に向けた県の補助事業や委託事業に取り組む。

(3) 地域産業の振興に関する目標を達成するための具体的方策

ア 学内の研究シーズをホームページやセミナーで発信するほか、ニーズの把握に努め、積極的に企業等とのマッチングを図る。

イ

- (ア) 公的研究費に係るコンプライアンス研修会及び倫理講習会に対象職

員を全員参加させる。

- (イ) 産学官連携による共同研究を促進するため、外部資金の受入件数について、年間55件以上を目指す。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 国際交流の推進に関する目標を達成するための具体的方策

ア 平成28年度に設置した国際交流室において、新規交流や学内体制の検討を行い、国際交流事業を推進する。

イ

- (ア) 学術交流協定を締結しているマウントサイナイ医科大学からの学生受け入れにあたり、災害に関連する共同研究を実施する。

- (イ) 留学生には、特に入学時オリエンテーションの説明を工夫し、奨学金等の募集案内や履修に関することなど、個々の相談に応じ、修学を支援する。

ウ 学術交流協定を締結している中国武漢大学、ベラルーシ医科大学、ゴメリ医科大学、マウントサイナイ医科大学との相互交流に加え、新たな協定校であるホーチミン市医科薬科大学との交流の進展を図る。

エ

- (ア) 海外での学会発表や研究機関での研究等において、経費助成制度及び自主研修制度の積極的な活用を図る。

- (イ) 国際的な競争力を持つ若手研究者を育成するため、大学院生やポスドク、教員の海外での学会発表、短期・長期研修を支援する事業を行う。

- (ウ) 大学間の国際交流協定に基づき、学生の海外留学を支援する。

5 大学附属病院に関する目標を達成するための措置

(1) 附属病院に関する目標を達成するための具体的方策

ア 教育研究

(ア)

- a 関係医療機関等と協力・連携し、臨床研修環境の改善や医療人としての資質等向上のためのレジデントスキルアップセミナーを2回以上実施する。

- b 関係医療機関等と協力・連携し、臨床研修医・専攻医の確保に資する臨床研修病院ネットワークガイダンスを2回開催する。

- c 新専門医制度が開始される見込みである平成30年度採用の専攻医募集に向け、基本領域の各プログラムの認定状況を随時把握し、研修希望者に対しHP上で周知する。また、サブスペシャリティ領域におけるプログラムの作成状況を把握する。

- (イ)
 - a 専門看護師・認定看護師の活用により、病院看護部の看護実践、教育、研究を向上させる。
 - b 看護学部と連携を図り、優秀な人材を確保する。
 - c 看護研究実践応用センターの活動・支援により実施した研究または情報等を看護実践、看護管理、教育等に活用する。
- (ウ)
 - a 職員を研修会等に参加させ、レベルアップを図る。
 - b 先進医療及び医師主導治験の研究計画の立案及びその実施を支援する。
 - c 臨床研究や治験に関する国内外及び県の動向を踏まえ、その支援策について検討し実施する。
- (エ) 看護師の特定行為研修を平成29年4月に開講し、特定行為研修を受講・修了し、チーム医療の中心的な存在となり得る看護師を養成する。
- (オ)
 - a 呼吸療法認定士等の臨床工学関係の有資格者を計画的に育成する。また、各種学会や研究会に参加し、新しい知識・技術の習得に努め、その学習の成果を学会や研究会で積極的に発表する。(年3回以上)
 - b 全国規模の学術大会、講演会等職員を派遣し、新しい知識・技術の習得に努めるとともに、第一種放射線取扱主任者免許資格や放射線治療専門認定員等、放射線管理関係の有資格者を計画的に育成する。

イ 病院機能の充実

- (ア)-1
 - a 第三次救急医療機関として、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾患に対応する救急医療体制を整備していく。
 - b ドクターヘリの円滑で有効な運航を実施するため、搬送先病院、消防機関、警察等の関係機関との連携を強化していく。
- (ア)-2
 - a DMA T東北地方会参集・実動訓練などに参加し、トリアージ訓練を含む災害医療の知識・技能の向上を図る。
 - b 水、食糧品、医薬品等を適切に備蓄する。
- (ア)-3
 - a 平成25年度の「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の変更に伴い、緩和ケアの提供体制を強化し、緩和ケアを行う診療所の医師等との連携を強化する。

- b 周産期母子医療センター、小児看護の教育体制を整え、専門的な知識を持つ看護師の計画的な育成を図る。
 - c 肝疾患診療連携拠点病院として、県、県内の専門医療機関等の関係機関と連携し、県内の肝疾患診療ネットワークの中心的な役割を果たしていく。
 - d 医療機器について計画的に整備を進める。
- (7)-4 総合医療情報システムの安定稼働後の危機管理対策として、「システム障害マニュアル」を第3次総合システムに合わせて整備する。
- (7)-5 医療の質の向上を図るため、診療科、職種を越えた横断的な合同カンファランスを実施し、NST活動を充実させる。
- (7)-6
- a 先進医療の届出等を行うために実施する先進的臨床研究に対して経費の支援を行い、附属病院における先進医療の促進を図る。
 - b 先進医療審議委員会等において、新たな診断、治療、医療技術等の開発を推進するとともに、必要となる資金を助成していく。
- (イ) 新病棟への移転に伴い生じた既存病棟のスペースについて、平成28年度に定めた計画に基づき着実に整備を進め、施設の有効活用を図る。
- ウ 患者の安全管理及びサービスの向上
- (7) 平成28年度と同様の4回／年の全職員対象研修および専門研修を開催するとともに、未承認新規医薬品審査、高度管理医療機器・高難度新規医療技術審査に関する研修会を開催する。
- (イ) アクシデント・インシデント報告、院内巡回から現状を把握し、分析・対策立案・実践・評価と対策再検討の流れの内容確認が容易な報告書を作成しフィードバックする。
- (ウ)
- a 抗菌薬適正使用の更なる推進に向け、新たに抗菌薬適正使用支援チーム(AST)を立ち上げ、感染制御チーム(ICT)とのダブルの介入により不適切な長期使用例の減少を図る。具体的には、合同での介入件数目標35件／月以上を目指す。
 - b インфекションコントロールドクター(ICD)・感染管理認定看護師(ICN)・感染制御認定臨床微生物検査技師(ICMT)・感染制御認定薬剤師(BCPIC)等、感染管理関係の有資格者を計画的に育成する。
- (エ)
- a 患者の視点に立った適正な外来予約を行うため、「外来診療に関する考え方」と「外来予約枠の作成及び取り方に関する基本方針」

に基づき外来診療を行う。

- b PFM (Patient flow management : 入退院管理システム) システムの充実を図り、ベッドコントロール (病床管理) を円滑に進めていく。
- c 患者・家族などから寄せられる意見や退院時の患者アンケート調査、患者満足度調査等を実施のうえ集計・分析し、患者サービスの向上を図る。
- d 院内各部門と連携して退院支援に取り組む。
- e 各種の医療相談に対応する。
- f 患者や家族のアメニティー (快適さ) を考慮した病棟や院内の諸設備のあり方について検討する。
- g 患者が待ち遠しくなる美味しく安全な食事を提供し、患者満足度調査の満足度を向上させる。

エ 地域連携

(ア)

- a 事前診療予約の徹底、紹介患者の受入れ報告、他医療機関への逆紹介、転院支援の取り組みを推進する。
- b 外来診療担当医表やホームページを定期的に更新し、他の医療機関等に対する広報を積極的に展開する。
- c 地域医療機関との機能分担による医療提供体制の整備のための調査・検討を行う。

(イ) 地域の関係医療機関等と連携し、能力向上等の指導医セミナーを1回開催する。(再掲)

オ 運営

(ア)

- a 「基本理念」、「看護部の理念」、「患者さんの権利と責務」の周知に努める。
- b 次回の認定更新に向け、各領域のWGにおいて取り纏めた病院機能評価改善項目の対応策を実施するとともに、その実施状況を確認しながら改善内容の定着を図っていく。
- c 経営改善に向けた職員のモチベーションの高揚を図るため、病院経営に関する情報を職員に提供する。

(イ) 特定機能病院として求められる診療機能に必要な組織体制の整備や人員等の検討を行い、その確保を図る。

(ウ)

- a 適正な病床利用率及び平均在院日数を確保する。
- b 保険診療のルールを徹底するとともに、DPC (診断群分類による包括請求) の適切な運用に努める。

- c 経営支援システムの精度向上及び機能活用の推進により、経営分析手法の充実を図る。
- d 医業未収金については、未収金発生防止及び未収金管理・回収マニュアルに基づき、公費負担制度等の周知と延滞債権の発生防止に努め、未収金回収率の向上を図る。
- e 下記の方策により経費抑制を図る。
 - (a) 医薬品購入費の縮減のため、後発医薬品導入の促進を図るとともに、定期的に価格交渉を行う。
 - (b) 診療材料購入費の縮減のため、定期的に価格交渉を行う。

(2) 会津医療センターに関する目標を達成するための具体的方策

ア 教育研究

- (ア) 研修体制を整備するため、臨床研修指導医講習会の受講率85%以上を目指す。
 - (イ)
 - a 関係医療機関等と協力・連携し、臨床研修医・専攻医の確保に資する説明会等を開催し、初期研修医のマッチング率75%以上を目指す。
 - b 関係医療機関等と協力・連携し、臨床研修環境の改善や医療人としての資質等向上のため、会津医療センターの特色有る臨床研修プログラムや後期研修プログラムに基づき研修を実施する。
 - c 鍼灸研修生について、前年度の各診療科実習結果に基づき研修計画を修正した上で、研修を実施する。

イ 病院機能の充実

- (ア)
 - a 二次救急医療病院群輪番制に基づく救急医療体制について、各診療科、放射線部、検査部の協力体制を構築し、積極的に当番役割を担っていくとともに、救急要請への対応割合の上昇を図る。
 - b 一部診療科で集中手術日を設け、手術件数の増加を図る。
手術室手術件数平均135件以上/月を目指す。
 - c 患者支援センターの認定看護師を中心に、看護専門外来の充実や市町村保健師との連携を図る。

ウ 患者の安全管理及びサービスの向上

- (ア) 医療安全研修等により、院内全体の医療安全知識の向上、安全文化の醸成を図り、職種・部門別に専門分野における医療安全教育プログラムを実践する。
- (イ) インシデント報告、病棟巡回等をもとに現状把握、分析を行い、適切な対策を講じ、対策の内容を検証していく。

(ウ)

a 抗菌薬適正使用に向け、サーベイランスデータに基づいた感染対策チーム（ICT）の介入により不適切な長期使用例の減少を図る。具体的には、ICT介入件数1件/週以上を目指す。

b インфекションコントロールドクター（ICD）・感染管理認定看護師（ICN）・感染制御認定薬剤師等いずれかの有資格者を育成する。特にICDあるいはICNの育成については重点的に対応する。

(エ) 外来の待ち時間調査を1年に1回以上実施し現状を把握するほか、患者満足度調査を実施し、満足度75%以上を目指す。

エ 地域連携

(ア)

a 予約の優先、紹介患者の受入れ、他医療機関への逆紹介、転院者への支援を推進する。病病連携・病診連携を一層推進し、紹介率50%以上、逆紹介率40%以上を目指す。

b 地域の関係医療機関等との連携を強化するための情報交換会等を開催する。

オ 運営

(ア)

a 広報の強化に努めるために、「会津医療センターニュースレター」を定期的に年4回以上Web及び紙媒体で発行する。

b 経営支援システムにより、原価計算とDPCデータを診療科別に分析し、個別の課題に取り組むことで、収支改善を図る。

c 各所属における実態を考慮し、必要な組織・人員等の検討を行うとともに、各職種における能力の向上に努める。

d 保険診療のルールを徹底するとともに、DPC（診断群分類による包括請求）の適切な運用に努め、査定率0.3%以下を目指す。

(イ) 平均在院日数の適正化に配慮しながら、ベッドコントロールを推進することにより一般病床利用率の向上を図る。

病床利用率85%以上、平均在院日数14日以下を目指す。

第2 東日本大震災等の復興支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 県民の健康の保持・増進に関する目標を達成するための具体的方策

- (1)-1 会津大学から専門的な助言を受けながら県民健康調査データ管理システムを運用し、県民健康調査に関連するデータを適切に管理するとともに、調査データを有効に活用する。
- (1)-2
 - ア 引き続き県民健康調査の一層の推進に取り組むとともに、県民の要望に沿って各調査の着実な実施に向け事業展開を図る。
 - イ 県民健康調査について、国内外の関連機関と分析、評価を協力して行い、将来の展望をもって積極的に連携する。
- (1)-3
 - ア 基本調査及び詳細調査の結果を理解するための住民説明会等を開催するとともに、各種団体などからの講演依頼等に適切に対応する。
 - イ 基本調査及び詳細調査の結果を広く県内外に周知するため、新聞やテレビ、ホームページ等によって広報・啓発活動を充実させる。
- (1)-4 県が主催する地域医療の確保・復興等に関する各種検討会に積極的に参画する。
- (1)-5 ころの健康度・生活習慣に関する調査及び妊産婦に関する調査において、県、市町村、関連団体等と連携したころのケアに繋がる取組を推進する。

2 復興支援に関する目標を達成するための具体的方策

- (1)-1 災害医療総合学習センターを設置し、人と地域のつながりを大切にしながら、被災地という教育・研修環境を活かした各種教育・研修プログラムを策定・実施する。
- (1)-2 「チュートリアル」や「コミュニケーション論」、「災害看護学」などの授業の中で放射線及び放射線災害関連に特化した内容を実施する。
(再掲)
- (2)
 - ア 福島医薬品関連産業支援拠点化事業（平成23年度～平成32年度）において医薬品開発支援に関する研究開発を継続し、企業に開示する情報及び活用可能な試料等を蓄積する。
 - イ 企業の医薬品開発支援を実行可能とする組織体制、知的財産取扱方針及び具体的対価取得ルール等に基づき、より多くの企業等の実績を積み重ねていく。

3 放射線医学の教育研究等に関する目標を達成するための具体的方策

- (1)-1 先端臨床研究センターにおいて、最先端医療機器による各疾病の早期

診断を実施するとともに、国内未承認薬や海外でも未開発の新たな放射性薬剤の研究開発を進める。

(1)-2 先端臨床研究センターにおいて、PET/MRI等を活用した各疾病の早期診断、臨床研究を実施する。（目標：年間2，100件）

(1)-3

ア 災害医療総合学習センターを設置し、人と地域のつながりを大切にしながら、被災地という教育・研修環境を活かした各種教育・研修プログラムを策定・実施する。（再掲）

イ 原子力災害及び放射線医学に関する講座による学部・大学院教育を実施する。

(1)-4 生物学的線量評価事業に係る広島大学との共同研究やPETに関する共同研究実施体制を構築する。

(2) 県民健康調査の調査結果、解析結果を英語論文により迅速に世界に向けて公表するとともに、国際会議の開催及び英語ホームページの充実により世界に向けた情報の発信を強化する。

(3)

ア 放射線災害医療学講座による災害医療、被ばく医療の教育を実施する。

イ 災害・被ばく医療科学の専門家を育成するため、長崎大学と協力して「災害医学概論」や「被ばく影響学」等の講義を実施する。

4 復興支援の連携・協力に関する目標を達成するための具体的方策

(1) 放射線医学に関する世界最先端の教育・研究・医療拠点として、行政機関、教育機関、研究機関との連携を推進する。

第3 管理運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 組織運営の改善に関する目標を達成するための具体的方策

ア-1

(ア) 学生や法人職員に対して、法人の理念を意識付けることにより、大学への帰属意識を高める。

(イ) 有益な研究、考案、抜群の成績をあげ、他の模範となる職員に対し、表彰を行うとともに、職務に関連する資格を取得した職員に対し、資格取得に要した費用の一部を助成し、職員の意欲向上を図る。

ア-2 育児・介護休業を取得しやすい体制を整備する。

ア-3 平成19年6月に策定した「公立大学法人福島県立医科大学事務職員固有職員化方針」の見直しを行い、法人職員として優秀な人材を確保するとともに、必要な知識・技能を備えた人材の育成のため、公立大学法人福島県立医科大学職員研修計画に基づき、職員研修を実施する。

イ 理事長補佐体制を強化し、リーダーシップ発揮の土台となる法人の経営方針等を浸透させる。

ウ-1 社会のニーズに対応した組織の改廃・再編を検討し、学内組織体制の見直しを行う。

ウ-2 業務量に見合う人員体制の整備を県へ要求し、組織体制の強化を図ることで、個々の業務量を軽減する。

ウ-3

(ア) 大学・病院機能維持に必要な災害発生時のライフラインの確保について引き続き検討する。

(イ) 学部機能を維持・継続するための方策を検討・計画し、実施する。

エ 男女共同参画推進行動計画に基づき、男女共同参画の実現に向けて取り組む。

(2) 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための具体的方策

ア

(ア) 業務の見直しを行うとともに、業務の効率化を図るための方策を検討する。

(イ) 入札制度見直し実行計画に基づき、透明性や競争性、公正性などを高めた入札制度を実施する。

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 外部研究資金等の自己収入の増加に関する目標を達成するための具体的方策

ア

- (ア) 助手以上の教員は競争的研究資金の獲得を目指す申請を年1件以上行う。
- (イ) 医療研究推進本部において、文部科学省科研費及び日本学術振興会科研費の採択金額を増加させるための方策を検討・計画し、実施する。

イ

- (ア) 競争的外部研究資金の募集情報をホームページ等を通じて周知する。
- (イ) 外部資金の獲得にあたり、学内規程に制約や問題点等がある場合は、規程の改廃、新規策定についても検討を行い、実施する。

(2) 経費の抑制に関する目標を達成するための具体的方策

ア

- (ア) 光熱水費を中心とした経費を節減するための方策を検討する。
- (イ) 業務量に見合う人員体制の整備を県へ要求し、組織体制の強化を図ることで、個々の業務量を軽減する。(再掲)

3 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

(1) 評価の充実に関する目標を達成するための具体的方策

ア

- (ア) 評価室を中心に法人の年度計画に基づく業務実績の評価を適切に実施する。
- (イ) 教育活動の活性化を図るため、教員自らが教育活動状況を点検・評価するよう働きかけるとともに、必要に応じて学部長等によるフォローアップを行う。(再掲)
- (ウ) 大学の教育研究活動等の総合的な状況について、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による大学機関別認証評価を受ける。

イ 各組織が果たすべき役割、目標を明確にし、その実現を図るため、所属単位の自己点検・評価として導入した「組織別目標」の制度を、適切に実施する。

ウ 県公立大学法人評価委員会による評価結果については、関連部局にフィードバックするとともに、課題とされた事項については、関係部局により対応策を検討し、実施する。

エ 県公立大学法人評価委員会による年度業務実績の評価結果をホームページで公開する。

(2) 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための具体的方策

ア マスコミへの情報提供やホームページの更新を随時行い、県民に情報を提供する。

イ

- (ア) 各講座、部門等における活動状況をホームページに掲載する。
- (イ) ホームページや大学パンフレット、各種研究会等を通じて研究成果を積極的に発信する。
- (ウ) 寄附講座や大型研究プロジェクト等については、研究活動・成果報告会を開催し、学内外へ情報発信する。(再掲)
- (エ) 現在のホームページを評価しつつ、更なる充実を図るべく検討、更新を行う。(医学部、看護学部)

4 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

(1) 法令遵守に関する目標を達成するための具体的方策

ア

- (ア) コンプライアンス委員会においてコンプライアンス推進に向けた効果的な取組みについて検討するとともに、職員一人ひとりに対しては、基本方針・マニュアルを周知し、法令遵守意識の一層の浸透を図るため、年1回の「コンプライアンスだより」の発出及び「コンプライアンスマニュアル」の説明会を実施する。
- (イ) 利害関係者との接触禁止などの行動規範について、周知徹底を図るため、行動規範に関する文書を年3回通知する。
- (ウ) 従来の研修会に加え、e-learning、DVD講習等も含めた多様な倫理教育、コンプライアンス等により研修の充実を図る。
- (エ) 学生の福島医大生としての自覚を促し、コンプライアンス徹底や定着化を図るため、講習会等を開催する。

イ

- (ア) 劇物・毒物・国際規制物質・放射線同位元素・病原体・麻薬・覚せい剤等の管理等の点検を行う。
- (イ) 関係する学内組織と連携を図りながら、関連省庁の法令等に基づく通知等に適切に対応できる体制の構築を検討し、実施する。

(2) 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための具体的方策

ア

- (ア) 各種相談事業等が出された要望事項をとりまとめ、実施の必要性について検討する。
- (イ) 入寮生の学生生活及び学業の安定に資するよう、学生寮を適正に維持管理を行うとともに、入寮生の意見・要望等を取りまとめ、よりよい寮の環境づくりを進める。

イ

(ア) 電子情報サービスの提供窓口としてのホームページの充実を図るとともに、情報資源の多様化・高度化に対応したきめ細かなサービスを実施する。

(イ) 電子ジャーナル・データベースについては、より有効に利活用されるよう、各種講習会の開催、関連ホームページの充実など、利用者に対するサポートの充実を図る。

ウ 平成28年度に実施した教務事務システム更新にかかるアンケート調査結果を踏まえ、システムの更新を行う。

エ ユニバーサルデザインに配慮した改修や既設設備の更新を年次計画により実施する。

(3) 健康管理・安全管理に関する目標を達成するための具体的方策

ア-1

(ア) 学生に健康リスクに対する知識と対処法について安全及び衛生教育を行うために、定期的に健康管理情報を提供する。

(イ) 有害な作業を行う部門に対する作業環境測定や定期健康診断等職員の健康管理業務を充実させるとともに、研修会の開催等により健康の保持・増進のための情報を積極的に発信していく。

ア-2

(ア) 平成23年度に見直しを行った災害対策マニュアル等に基づく対応について、学生・職員に周知するとともに消防防災訓練を通して手順を確認する。

(イ) 学生の安全を図るため、災害発生時の対応法を検討し、必要な体制を整備する。

イ-1

(ア) 国や地方自治体などが主催する災害医療に関する研修会や防災訓練に参加する。

(イ) 二次被ばく医療施設として被ばく医療の充実を図るために必要な研修・訓練等に参加する。

イ-2 県災害対策課及び市危機管理室と連携し、福島市が指定している緊急避難場所の「医科大学体育館、体育館周辺駐車場」を災害時に備え適正に管理する。

(4) 情報通信基盤の整備・活用に関する目標を達成するための具体的方策

ア 国立情報学研究所が推進する国際学術無線LANローミング

「eduroam」に参加し、学内外における無線LAN接続環境を整備する。

イ 学生に対し、1年次のオリエンテーション及び4年次の基礎上級開始時に情報セキュリティ教育を行う。

第4 その他の記載事項

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

2 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額 20 億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な
対策費として借り入れるため。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 該当なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究及び診療の質の向上
並びに組織運営及び施設・設備の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
大学施設等整備工事	総額 3,707	運営費交付金 703
病院施設整備工事		補助金 19
		長期借入金 2,219
		附属病院収益 566
		目的積立金 200

(2) 人事に関する計画

ア 柔軟で多様な人事制度を構築する。

イ 柔軟で多様な人事評価システムを構築する。

ウ 教員の流動性を向上させる。

エ 外国人・女性等の教職員採用及び登用を促進するとともに女性の働
きやすい環境を整備する。

オ 職員の採用方法・育成方法の改善と人事交流の促進を図る。

カ 中長期的な観点に立った適切な人員管理に努める。

(3) 積立金の使途

なし

6 収容定員

(別表)

(別紙)

予 算 (人件費の見積りを含む) 、収支計画及び資金計画

公立大学法人福島県立医科大学

1 予 算

平成29年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,152
補助金	4,497
自己収入	30,448
授業料及び入学金、検定料収入	862
附属病院収入	29,374
財産収入	39
雑収入	173
受託研究等収入及び寄付金収入等	6,224
長期借入金収入	2,619
短期借入金収入	1,006
目的積立金取崩	672
計	55,618
支出	
業務費	45,454
教育研究経費	8,710
診療経費	32,530
一般管理費	4,214
施設整備費	2,833
受託研究等経費及び寄附金事業費等	6,224
長期借入金償還金	1,107
計	55,618

2 収支計画

平成29年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	56,393
業務費	48,990
教育研究経費	4,158
診療経費	17,795
受託研究費等	4,987
人件費	22,050
一般管理費	1,195
財務費用	18
雑損	0
減価償却費	6,190
臨時損失	0
計	56,393
収益の部	
經常収益	54,737
運営費交付金収益	8,945
授業料収益	692
入学金収益	124
検定料収益	34
附属病院収益	29,369
受託研究等収益	5,125
寄附金収益	1,142
補助金等収益	3,891
財源措置予定額収益	1,080
財務収益	0
雑益	305
資産見返負債戻入	4,030
臨時利益	2
計	54,739
純利益	△ 1,654
目的積立金取崩額	351
総利益	△ 1,303

3 資金計画

平成29年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	50,804
投資活動による支出	3,707
財務活動による支出	4,099
次年度への繰越金	0
計	58,610
資金収入	
業務活動による収入	51,321
運営費交付金による収入	10,152
補助金による収入	4,497
授業料及び入学金、検定料による収入	862
附属病院収入	29,374
受託研究等収入	1,365
寄附金収入	4,859
その他の収入	212
財務活動による収入	5,959
長期借入金による収入	2,619
短期借入金による収入	3,340
前年度からの繰越金	1,330
計	58,610

(別表)

収容定員

公立大学法人福島県立医科大学

年 度	学部、研究科名及び収容定員 (人)
平成29年度	医学部 775人
	看護学部 348人
	医学研究科 188人
	看護学研究科 20人

【参考資料】

年度計画における用語の説明

MD－P h Dコース	大学院に準じる教育を医学部在籍時から行うもの
スキル・ラボラトリー（スキルラボ）	実践的臨床教育訓練室
E B M（Evidence-Based Medicine）	根拠に基づく医療
C B T（Computer-Based Testing）	臨床実習開始前の学生に必要とされる知識を問う客観試験
O S C E（Objective Structured Clinical Examination）	臨床実習開始前の学生に必要とされる技能と態度を客観的に評価する実技試験
シラバス	授業内容の概要、学習案内
臨床教授制度	教育協力病院の医師が臨床教授及び臨床助教授として医学部の臨床実習や卒後臨床研修の指導を行う制度
ティーチングアシスタント制度	大学院生が学部教育の補助を行う制度
F D（Faculty Development）	教員能力開発
A I S（Article Influence Score）	出版後5年間に於ける各雑誌への引用回数にそれぞれの雑誌の重要度をウェイトとして乗じた指数である Eigen factor を、総掲載論文数で割ったもの
I F（Impact Factor）	自然科学・社会科学分野の学術雑誌を対象として、その雑誌の影響度、引用された頻度を測る指標
ポスドク	博士号取得後、任期制など短期の雇用契約等により大学等の研究機関に在籍する研究員
カンファランス	情報交換、討論のための事前に取り決められた会議
N S T（栄養サポートチーム）活動	医師、管理栄養士、薬剤師、看護師、臨床検査技師などの専門スタッフが連携し、それぞれの知識や技術を生かして最良の方法で患者に対する栄養支援を行う活動
サーベイランスデータ	感染に関するデータを収集、分析し、感染率を下げるのに有効なデータとしてまとめたもの